



A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度

(※2012.7.9からの内容です)

▲ A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度 のトップ

以下では、主に中長期在留者に関する制度や手続について説明しています。

特別永住者に関する制度や手続については、下記をご参照ください。

ほうむしようにゆうこくかんりきよく

法務省入国管理局ホームページ http://www.moj.go.jp/tetsuduki_shutsunyukoku.html

1 新しい在留管理制度とは

1-1 制度概要

「新しい在留管理制度」とは、いままでの外国人登録法と入管法による二元的な在留管理制度を改め、在留資格をもって本邦に中長期在留する外国人(以下「中長期在留者」といいます。)の在留状況について、改正された新しい入管法により一元的、正確かつ継続的に把握できるようにする制度です。

「新しい在留管理制度」の対象となる「中長期在留者」は、次のいずれにも当てはまらない人です。

- 「3月」以下の在留期間が決定された人
- 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- 上記3項目の外国人に準じるものとして法務省令で定める人(「特定活動」の在留資格を持つ特定の人)
- 特別永住者
- 在留資格を有しない人(※)

この制度の対象となる中長期在留者は、例えば、日本人と結婚している方、日系人の方(在留資格が「日本人の配偶者等」や「定住者」、企業等にお勤めの方(在留資格が「技術」や「人文知識・国際業務」など)、技能実習生、留学生、永住者の方であり、観光目的で日本に短期間滞在する方は対象となりません。

(※)外国人登録制度においては、不法滞在者についても登録の対象となっていました。新しい在留管理制度においては対象となりません。不法滞在の状態にある外国人の方は、速やかに最寄りの入国管理官署で手続きをしてください。詳しくは、入国管理局ホームページ「出頭申告のご案内」





あたらしざいりゅうかんりせいでがいこくじんじゅうみんきほんだいちょうせいで
A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度

ないよう
(※2012.7.9からの内容です)

あたらしざいりゅうかんりせいでがいこくじんじゅうみんきほんだいちょうせいで
A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度 のトップ

ふほうたいざい なや がいこくじん かた らん
不法滞在で悩んでいる外国人の方へ～」をご覧ください。

(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan87.html)

ねん がつこのか まえ ざいりゅうかんりせいで おも へんこうてん つぎ
2012年7月9日より前の在留管理制度からの主な変更点は次のとおりです。

- がいこくじんとろうくせいで はいし ざいりゅう こうふ
・外国人登録制度の廃止、「在留カード」の交付
- さいにゅうこくきよかせいで どうにゅう
・みなし再入国許可制度の導入
- ふよ さいちよう ざいりゅうきかん ねん しんちよう ざいりゅうしかく ざいりゅうしかく かくにん さんしよう
・付与される最長の在留期間が5年に伸長(B 在留資格 1 在留資格の確認 参照)

ざいりゅう こうふ
(1)「在留カード」の交付

ざいりゅう ちゅうちようきざいりゅうしゃ たい ねん がつこのかいかう じょうりくきよか ざいりゅうしかく へんこうきよか
在留カードは、中長期在留者に対し、2012年7月9日以降、上陸許可や、在留資格の変更許可、
ざいりゅうきかん こうしんきよか ざいりゅう かか きよか ともな こうふ
在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。

いま がいこくじんとろうくしよめいしよ いってい きかん ざいりゅう
また、今までの外国人登録証明書は、一定の期間(※)在留カードとみなされます。

えいじゅうしゃ
(※)永住者

ねん がつようか さい たんじようび はや ひ
2015年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで

えいじゅうしゃいがい ちゅうちようきざいりゅうしゃ
永住者以外の中長期在留者

げんざいりゅう ざいりゅうきかん まんりよう ひ さい たんじようび はや ひ さいちよう
現在有する在留期間が満了する日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで(最長で2015
ねん がつようか
年7月8日まで)

しんき じょうりくきよか じてん ざいりゅう う と どうめん あいだ つぎ ばしよ げんてい
新規に上陸許可される時点ですが、在留カードを受け取れるのは、当面の間、次の場所に限定されま
す。

- なりたくこう
・成田空港
- はねだくこう
・羽田空港
- ちゅうぶくこう
・中部空港
- かんさいくこう
・関西空港

しんきじょうりくじ ざいりゅう こうふ ちゅうちようきざいりゅうしゃ す しちようそん やくしよ じゅうきよち
新規上陸時に在留カードが交付されない中長期在留者は、お住まいになる市町村の役所に住居地を
とどけで ざいりゅう かきとめ そうふ
届出すれば、在留カードが書留で送付されます。



あたらしざいりゅうかんりせいどがいくじんじゅうみんきほんだいちょうせいど
A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度

(※2012.7.9からの内容です)

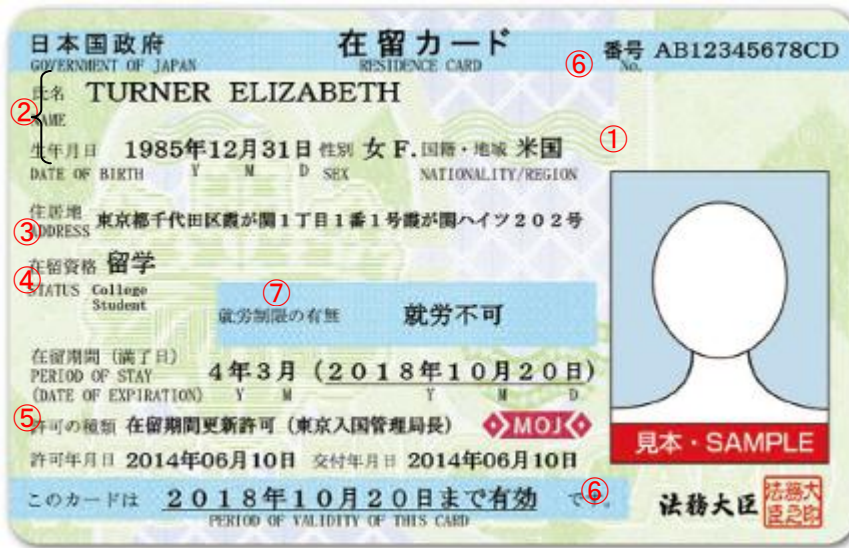
あたらしざいりゅうかんりせいどがいくじんじゅうみんきほんだいちょうせいど
A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度 のトップ

ざいりゅうきさいじこう
【在留カード記載事項】

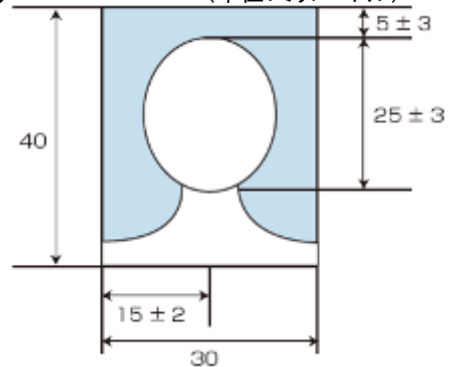
- ① 写真
しゃしん
- ② 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国・地域
しめいせいねんがっぴせいべつおよこくせきぞくくにちいき
- ③ 住居地(日本における主たる住居の所在地)
じゅうきよちほんしゅじゅうきよしよざいち
- ④ 在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日
ざいりゅうしかくざいりゅうきかんおよざいりゅうきかんまんりょうひ
- ⑤ 許可の種類及び年月日
きょかしゅるいおよねんがっぴ
- ⑥ 在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
ざいりゅうばんごうこうふねんがっぴおよゆうこうきかんまんりょうひ
- ⑦ 就労制限の有無
しゅうろうせいげんうむ
- ⑧ 資格外活動許可を受けているときはその旨
しかくがいかつどうきよかうむね

※在留カードには偽造防止のためのICチップが搭載されており、カード面に記載された事項の全部又は一部が記録されます。

(カード表面)



ざいりゅうカードの交付を伴う各種申請・届出には次の規格の写真が必要となります
(単位:ミリメートル)



- ※ 無帽で正面を向いたもの
- ※ 背景なし
- ※ 鮮明であるもの
- ※ 提出の日前3か月以内に撮影
- ※ 申請者本人のみが撮影されたもの
- ※ 縁を除いた部分の寸法が、上記図面の各寸法を満たしたものの(顔の寸法は、頭頂部(髪を含む)からあご先まで)



A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度

(※2012.7.9 からの内容です)

A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度 のトップ

(カード裏面)

| 住居地記載欄 | | |
|---|-----------------|--------|
| 届出年月日 | 住居地 | 記載者印 |
| 2014年12月1日 | 東京都港区港南5丁目5番30号 | 東京都港区長 |
| <p>住居地を変更したときに、変更後の新しい住居地が記載される欄です。</p> | | |
| 資格外活動許可欄 | 在留期間更新等許可申請欄 | |
| ⑧ 許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く | 在留資格変更許可申請中 | |

在留期間更新許可申請・在留資格変更許可申請をしたときに、これらの申請中であることが記載される欄です。

ざいりゅう ゆうこうきかん)

【在留カードの有効期間】

えいじゅうしゃ かた

<永住者の方>

さいじょう かた こうふ ひ ねんかん
16歳以上の方 ... 交付の日から7年間

さいまん かた さい たんじょうび
16歳未満の方 ... 16歳の誕生日まで

えいじゅうしゃいがい かた

<永住者以外の方>

さいじょう かた ざいりゅうきかん まんりょうび
16歳以上の方 ... 在留期間の満了日まで

さいまん かた ざいりゅうきかん まんりょうびまた さい たんじょうび はや ひ
16歳未満の方 ... 在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

さいにゅうこくきよかせいど

(2)みなし再入国許可制度

ゆうこう ざいりゅう も がいこくじん かた しゅつこく ひ ねん けいか ひ ざいりゅうきげん

有効なパスポートと在留カードを持つ外国人の方が、出国の日から1年を経過する日または在留期限のいずれか早い日までに再入国する場合には、原則として再入国許可を受ける必要はありません。在留

カードとみなされる外国人登録証明書でもかまいません。みなし再入国許可で出国した場合は期限を1日

でも超えると、救済措置はありません。

しゅつこく さい かなら しゅつこくこう にゅうこくしんさかん ざいりゅう とう ていじ さいにゅうこくきよ

出国する際には必ず、出国港の入国審査官に在留カード等を提示することと、「みなし再入国許可」の適用を希望するのを示すために「再入国出国記録(再入国用EDカード)」の意思表示欄にチェックする

ことが必要です。チェックをしないと、単純出国者(本国へ帰国する人)として扱われるので、在外の

日本国領事館等で改めて査証申請をしないと入国できなくなります。



あたらしざいりゅうかんりせいでがいこくじんじゅうみんきほんだいちょうせいど
A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度

ないよう
(※2012.7.9からの内容です)

あたらしざいりゅうかんりせいでがいこくじんじゅうみんきほんだいちょうせいど
A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度 のトップ

さいにゆうこくしゅつこくきろくさいにゆうこくよう みほん
(「再入国 出国記録(再入国用EDカード)」見本)

| 外国人用 (再入国) | | 再入国出国記録 DISEMBARKATION CARD FOR REENTRANT ② | | 再入国出国記録 EMBARKATION CARD FOR REENTRANT ① | |
|---|--|---|--|--|--|
| 氏名 (漢字) Name | | 氏名 Family Name Given Names | | 氏名 Family Name Given Names | |
| 性別 Sex | | 性別 Sex | | 性別 Sex | |
| 国籍・地域 Nationality/Region | | 国籍・地域 Nationality/Region | | 国籍・地域 Nationality/Region | |
| 生年月日 Date of Birth | | 生年月日 Date of Birth | | 生年月日 Date of Birth | |
| 航空券・船名 Last Flight No./Vessel | | 航空券・船名 Last Flight No./Vessel | | 航空券・船名 Last Flight No./Vessel | |
| <p>以下の質問について、該当するものに印を記入し、署名(特別永住者の方は署名のみ)して下さい。 Please check the applicable items and put your signature. (For special permanent resident, please put your signature only.)</p> <p>1 あなたは、日本国又は日本国以外の国において、刑事事件で有罪判決を受けたことがありますか? Have you ever been found guilty in a criminal case in Japan or another country? <input type="checkbox"/> はい Yes <input type="checkbox"/> いいえ No</p> <p>2 あなたは、現在、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤等の規制薬物又は銃砲、刀剣類若しくは火薬類を所持していますか? Do you presently have in your possession narcotics, marijuana, opium, stimulants, or other drugs, swords, explosives or other such items? <input type="checkbox"/> はい Yes <input type="checkbox"/> いいえ No</p> <p>3 あなたは、現在、現金をいくら所持していますか? How much money in cash do you presently have in possession? _____ (円, \$, W, 元, その他 Others ())</p> | | <p>主な渡航先国名 Destination</p> <p><input type="checkbox"/> みなし再入国許可による出国を希望します。 Departure with Special Re-entry Permission. (希望する場合は□にチェックしてください。)(Please check the box.)</p> | | <p>署名 Signature</p> <p>みなし再入国許可で再入国できる期間は出国の日から1年間又は在留期間までのいずれか短い期間です。(特別永住者は出国の日から2年間です。) Special re-entry permission is valid for 1 year from the departure date or until expiry of the period of stay, whichever comes first. This period of validity cannot be extended.</p> | |
| <p>以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and accurate.</p> <p>署名 Signature</p> | | <p>官用欄 Official Use Only</p> <p>出入国記録番号 AAA 9120100</p> <p>区分 71</p> <p>バーコード *KA7AAAS12010071*</p> | | | |

